

みんなで「医療費節約」に取り組みましょう!

① えっ!それも健康保険が使えるの? 紛らわしい接骨院の広告

各種保険適用、スポーツ疲労、骨盤矯正、肩こり、姿勢改善、〇〇キャンペーン、自己負担ゼロなど・・・

街中でよく見かける看板や広告です。

まるで健康保険が使えるかのような誤解をあたえますが、本来は保険適用ではありません!

保険適用は外傷性の骨折・脱臼・打撲・捻挫などです。

(自費で施術を受ける場合は問題ありません。)



まぎらわしい~

② 給付の制限って知ってる?

業務外の病気やケガであっても、健康保険は全ての治療に給付できるわけではありません

●給付の全部または一部について制限することができます(健康保険法第116~117条)

1. 故意の犯罪行為又は故意に事故をおこしたとき
2. けんか、よっぱらいなど著しい不行跡により事故をおこしたとき 等

⇒判明した場合は、**被保険者に対し** 医療費の返還請求を行います。



●第三者行為(交通事故、他人からの暴力行為)

「第三者行為による傷病届」を健保組合に提出してから給付を受けることができますが、最終的には加害者が負担すべき医療費です。

⇒判明した場合は、**加害者に対し** 医療費の返還請求を行います。



皆さまの給与や賞与からの保険料で運営しています。**適正**に使用してください。